

# 向精神薬・毒物・劇物の適正管理に 関するマニュアル

国立大学動物実験施設協議会  
環境保全対策ワーキンググループ  
1999年3月



## まえがき

一昨年より毒物劇物を用いての事件が頻繁に発生し、その幾つかは国立の施設で発生しております。これは日常使用される薬物なので、保管・管理がおろそかになり、該当物であることへの認識も低いと思われます。

動物実験において毒物・劇物、危険物あるいは向精神薬に相当する薬物が使用されることを前提として考えますと、施設側で使用される薬物を除いて、利用者が使用する薬物類については使用の度の毎回持ち込み・持ち帰りを徹底させるか、もしくは利用者の利便性を考慮して施設内に保管を許可するか否かで対応は分かります。しかしながら何れの方法をとるとしてもまず薬物管理についての基本的な知識の徹底が無ければなりません。そこでワーキンググループでは施設から新たな事件を引き起こすことの無いようにマニュアルを作成しました。社会に大きな影響を及ぼす恐れがありますので、施設職員のみならず利用者へも周知徹底を行って下さい。

注意 本マニュアルに記載されている向精神薬及び毒物・劇物のリストは 1999 年 3 月現在のものであり、法改正又は各地域の条例により変わる恐れがありますので御注意ください。

また、医薬品の中で毒薬・劇薬があり薬事法により規制されておりますが、今回のリストからは除外してあります。薬品のラベルをよく見て、薬事法にしたがって適正な管理を行って下さい。

### 環境保全対策ワーキンググループ

座長 古川 敏紀

副座長 倉林 譲

委員 松本 清司

委員 森本 正敏

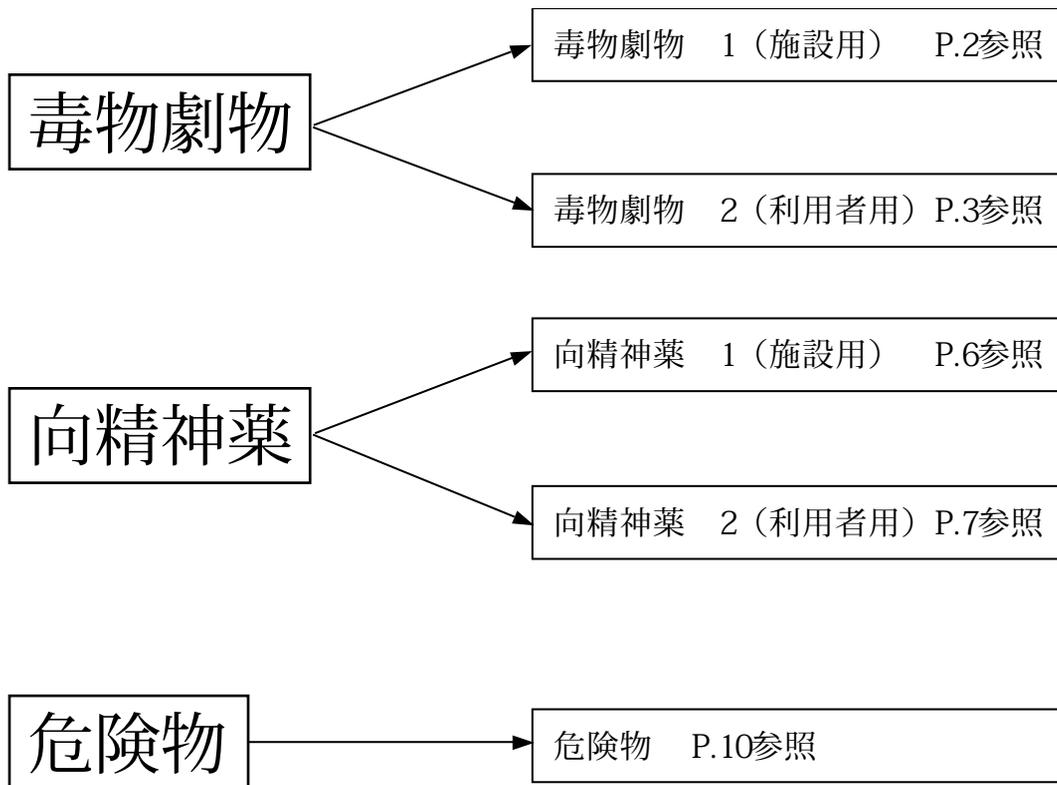
協力者 神崎 道文

## 目 次

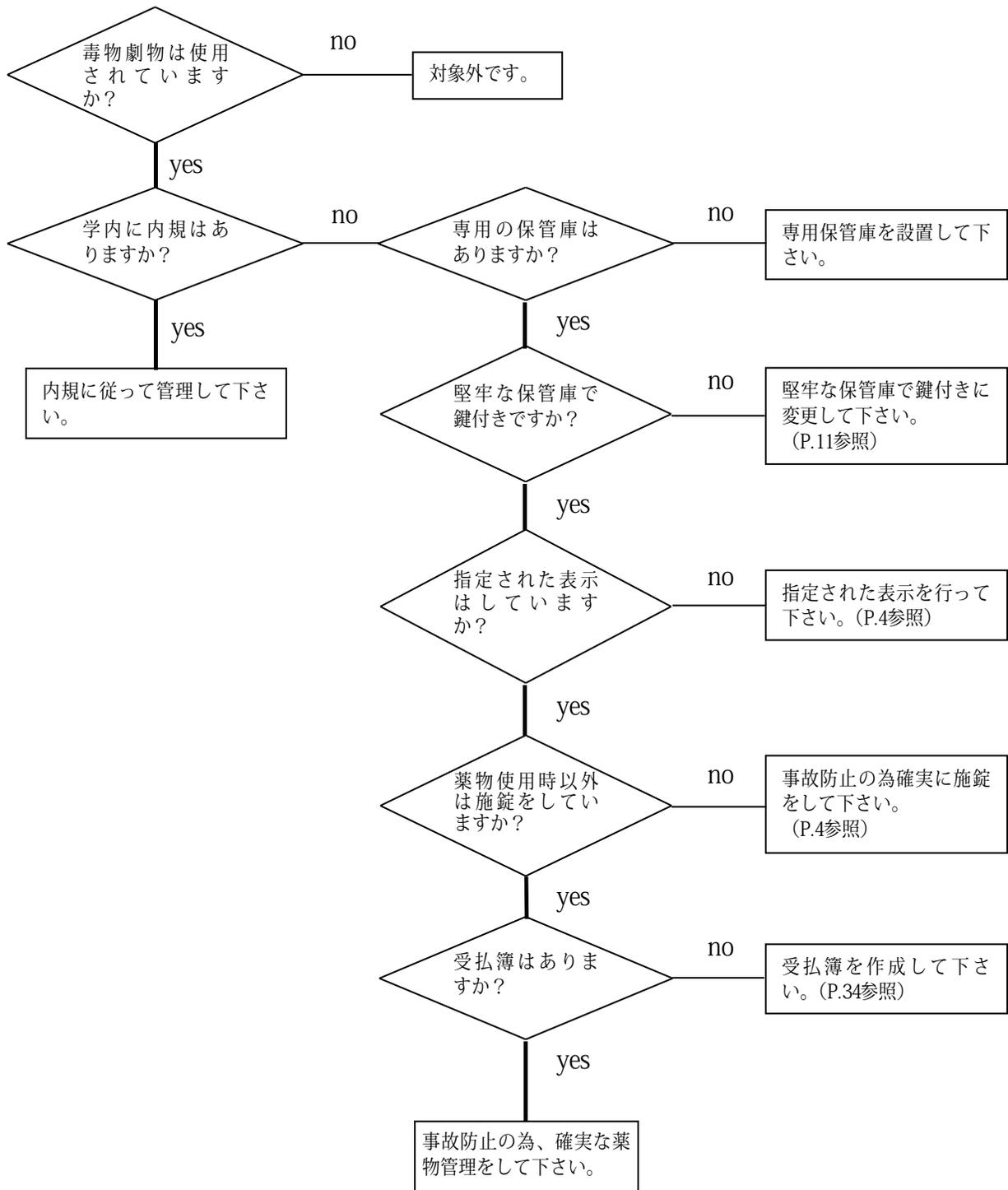
1. 薬物管理のフローチャート	1
2. 毒物劇物 1（施設用）	2
3. 毒物劇物 2（利用者用）	3
4. 毒物及び劇物取り扱いの手引き	4
5. 向精神薬 1（施設用）	6
6. 向精神薬 1（利用者用）	7
7. 向精神薬取扱いに関する手引き	8
8. 危険物	10
9. Q & A	11
10. 関係法令・参考資料	13
11. 毒物劇物一覧	14
12. 向精神薬一覧	30
13. 管理簿案等	34

# 薬物管理のフローチャート

その薬物は下の3種に該当しますか？

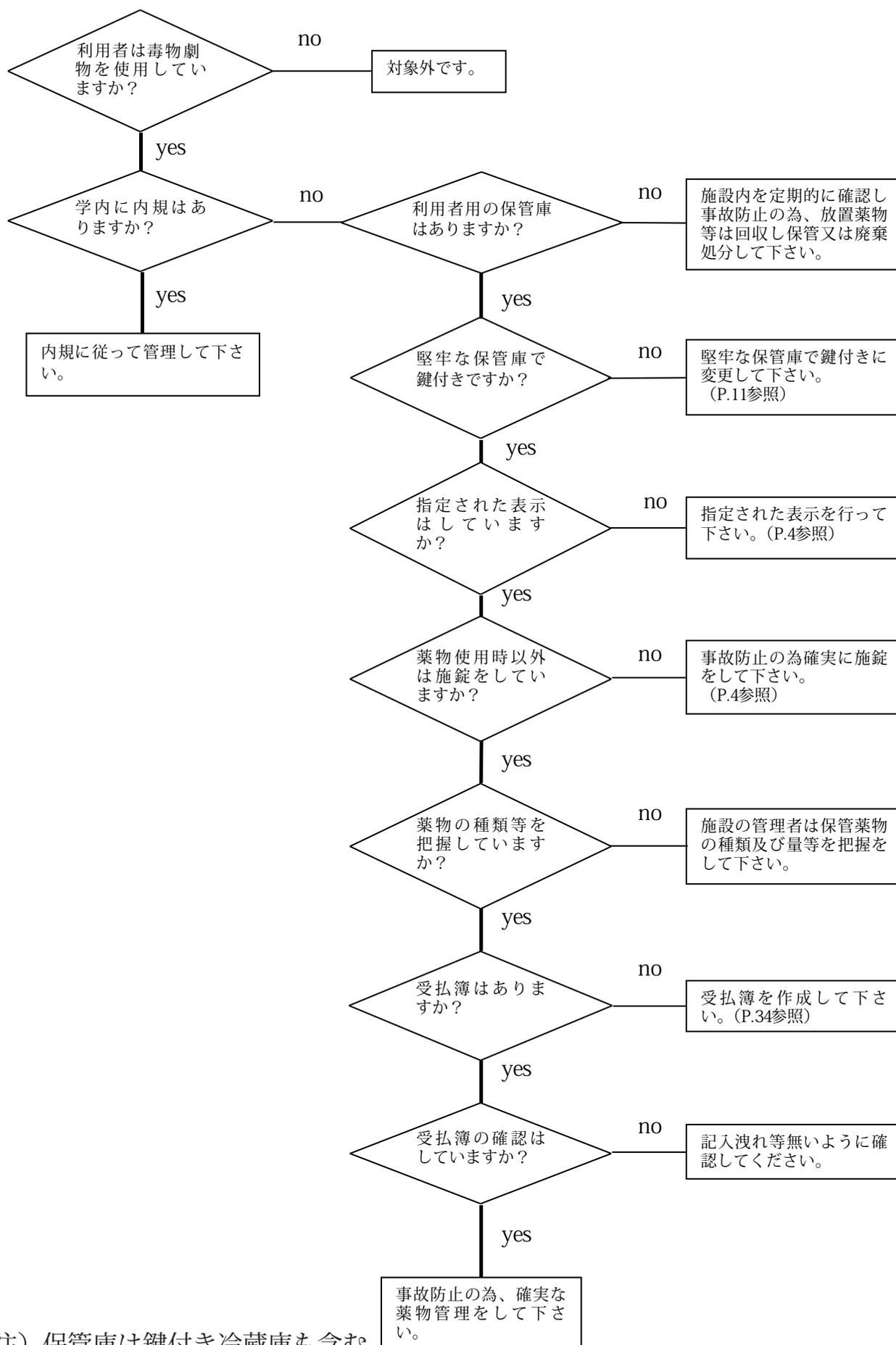


## 毒物劇物 1 (施設用)



注) 保管庫は鍵付き冷蔵庫も含む

## 毒物劇物 2 (利用者用)



# 毒物劇物取り扱いの手引き

## 第1 届出

大学の研究室等は都道府県知事に対し届出の必要のない「業務上取扱者」として扱われる。

## 第2 毒物劇物の管理

### 1) 取り扱い

1. 毒物劇物が盗難、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。このため、毒物劇物を貯蔵・陳列等する場所は、その他の物を貯蔵・陳列等する場所と明確に区別された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とするとともに、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか一般の人が容易に近づけない措置を講じなければならない。

2. 毒物劇物又は毒物劇物を含有する物であって政令で定めるものが飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。また、施設外において運搬する場合であっても飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3. 毒物劇物の誤飲などによる事故を防止するため、毒物（すべての毒物）及び劇物（法施行規則に規定する劇物）の容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

### 2) 表示

1. 容器、被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の表示をしなければならない。

2. 毒物又は劇物を貯蔵する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

### 3) 記録

受入量・払出量・在庫量・払出者及び取り扱い年月日等を記録する。

### 4) 譲渡

1. 譲受人の記録及びその保管

2. 年齢 18 才未満の者、精神病者、薬物中毒者に対しては交付禁止

### 5) 廃棄

1. 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法で行う。

2. ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ放出し、又は揮発させる。

3. 可燃性の毒物又は劇物は保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で少量ずつ燃焼させる。

4. 廃棄方法に不備等があり、保健衛生上の危害を生ずるおそれがある場合には、都道府県知事による回収命令が出される。

5. 業者に回収させた場合マニフェストを保管する。

6) 事故時の措置

1. 取り扱っている毒物劇物が飛散し、漏れ、しみ出、又は地下にしみ込むような事態が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるようなときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2. 取り扱う毒物劇物が盗難にあたり紛失したときは、直ちに警察署に届け出なければならない。

7) 立入検査等

厚生大臣又は都道府県知事が保健衛生上必要と認めた時に毒物劇物監視員を指定し立入検査が行なわれる。

注) 立入検査の立会い者は所有者が行う

### 毒物劇物の管理について（簡略マニュアル）

- ・登録等の必要は無し
- ・立入検査等の立会い者は所有者（毒物及び劇物取締法 第十七条）
- ・保管等の管理責任は施設が負う

注) 所有者とは、この場合大学もしくは学部

例えば実験施設に對利用者用の保管容器（鍵付ロッカー等）を施設が用意し、また容器の鍵を利用者に管理させた場合（保管容器の貸与は問題無い）

受払簿等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用者

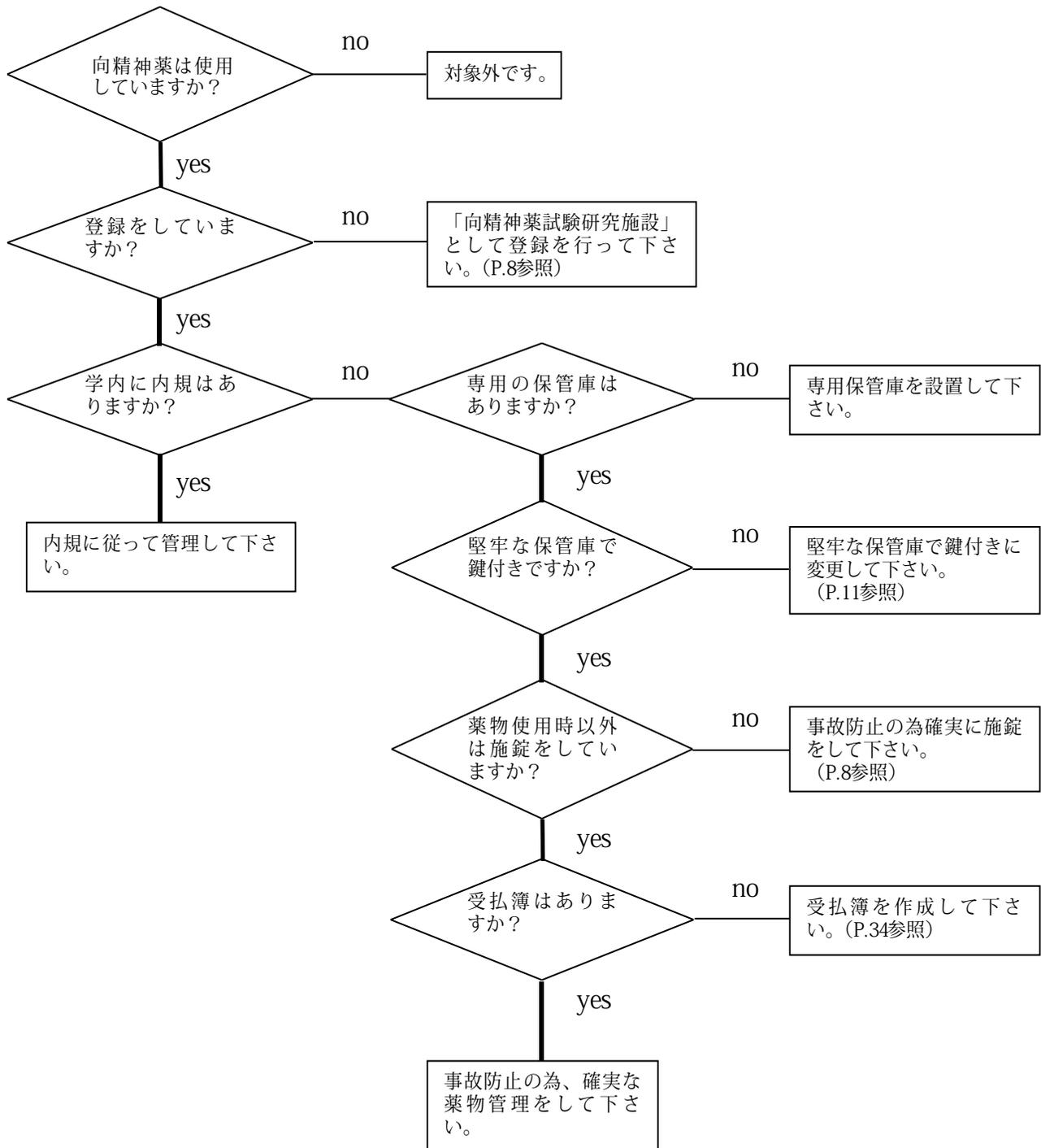
盗難等の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設置者

立入検査等の立会い者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・所有者

施設に對し盗難防止措置及び保管内容物の把握また管理が必要となり殆どの責任が施設にかかる。

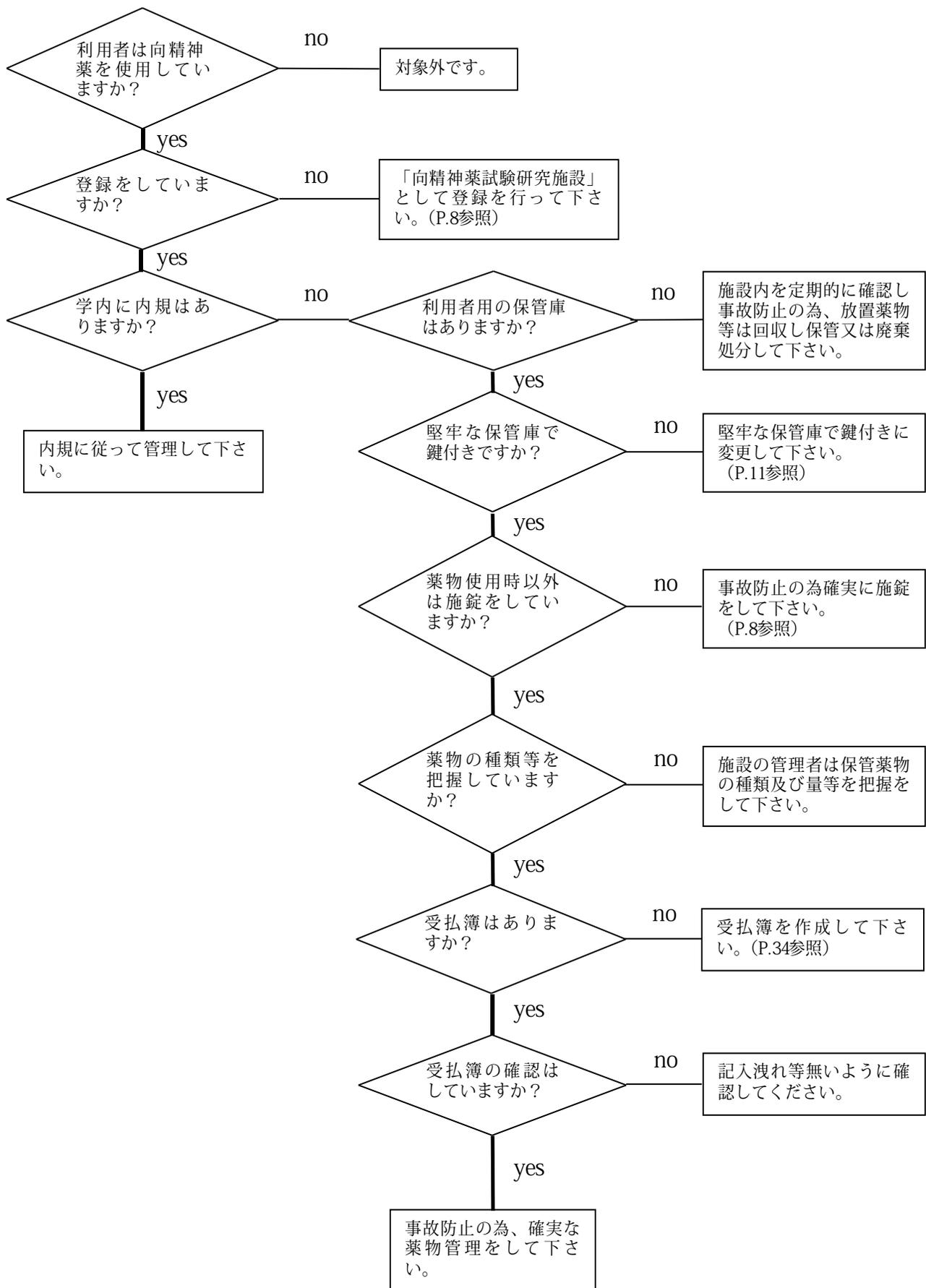
解答は広島県庁福祉保健部薬務課

## 向精神薬 1 (施設用)



注) 保管庫は鍵付き冷蔵庫も含む

## 向精神薬 2 (利用者用)



注) 保管庫は鍵付き冷蔵庫も含む

# 向精神薬取り扱いに関する手引き

## 第1 登録

学術研究又は試験検査のため向精神薬を製造し、又は使用する施設については向精神薬試験研究施設として、厚生大臣又は都道府県知事の登録が必要。

注) 国の設置する向精神薬試験研究施設にあっては、その施設の長（学部長、研究所長等）が厚生大臣に登録申請してください。

また、申請書は、学部、研究所ごとに、施設の所在地を管轄する地区麻薬取締官事務所を經由して厚生大臣に提出してください。

登録の有効期間は無期限です。

## 第2 登録証の取扱等

- 1) 厚生大臣又は都道府県知事から交付された登録証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。
- 2) 登録証の記載事項に変更が生じたとき、向精神薬に関する試験研究を廃止したとき、法人たる設置者が解散したときは、30日以内に届け出てください。

注) 届出先は、登録を受けた厚生大臣（地区麻薬取締官事務所を經由して）又は都道府県知事です。

- 3) 登録証をき損し、又は亡失したときは30日以内に登録証の再交付を申請してください。

注) 登録を受けた厚生大臣（地区麻薬取締官事務所を經由して）又は都道府県知事に申請してください。

## 第3 譲り受け

- 1) 向精神薬を譲り受けすることができる相手は、免許を受けた向精神薬製造製剤業者、向精神薬輸入業者、向精神薬卸売業者及び登録を受けた他の向精神薬試験研究施設です。

## 第4 譲渡

向精神薬を次の場合以外に譲り渡すことはできません。

- 1) 登録を受けた他の向精神薬試験研究施設に譲り渡す場合
- 2) 向精神薬卸売業者、向精神薬輸入業者・向精神薬製造製剤業者に返品する場合
- 3) 臨床試験のため病院、診療所又は家畜診療施設の開設者に譲り渡す場合
- 4) 同一法人の他の向精神薬営業所に渡す場合

注) 向精神薬営業所とは、免許を受けて業務上向精神薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局をいいます。

## 第5 保管

譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。

- 1) 登録を受けた施設内に保管すること。
- 2) 保管する場所は、使用時以外鍵をかけること。

注) 学部として登録している場合、各々の施設にて保管は可能（大学又は学部の管理体制による）また、施設外の使用者に対し保管庫（施設内に）を提供した場合、その保管庫の管理責任は施設にあります。

## 第6 廃棄

向精神薬を廃棄するときは、焼却、酸、アルカリ等による分解、希釈、他の薬剤との混合等、回収が困難な方法によらなければなりません。

## 第7 事故

次の数量以上の盗難、紛失が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出なければなりません。

末、散剤、顆粒剤	100グラム（包）
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個
注射剤	10アンプル（バイアル）
内用液剤	10容器

第8 記録

1. 第一種向精神薬と第二種向精神薬を譲り受け、譲り渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

ア. 向精神薬の品名（又は販売名）・数量

イ. 年月日

ウ. 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地

注) 同一法人の営業所等との間で受け渡しがあつた場合も、記録する必要があります。

・伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。

2. 第一種向精神薬と第二種向精神薬及び第三種向精神薬を製造し、輸入し、輸出したときは、次の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

ア. 向精神薬の品名・数量

イ. 年月日

ウ. 輸入又は輸出の相手方の氏名（又は名称）・住所

注) 製造とは、合成すること、抽出すること、精製することをいい、製剤化することは含まれません。

第9 製造量等の届出

向精神薬試験研究施設ごとに毎年2月末日までに、次に掲げる事項を届け出てください。

ア. 前年中に輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬の品名・数量

イ. 輸入又は輸出の相手国の名称

注)

・届出先は、登録を受けた厚生大臣（地区麻薬取締官事務所を經由して）又は都道府県知事です。

・向精神薬試験研究施設は、向精神薬の製剤、使用、譲受け又は譲渡しについて、届け出る必要はありません。

第10 立入検査

・盗難紛失等の事故時又は必要と認められた時に麻薬取締官による立入検査

・立会い者は設置者

注) 設置者とは登録申請をした学部長又は研究所長等で大学もしくは学部にて保管場所ごとの管理責任者を設定している場合はその管理責任者が立ち会う、また、施設外の利用者に対し保管庫（施設内に）を提供している場合、その立会いもその施設の管理責任者（利用者ではない）が立ち会う。

向精神薬の管理について（簡略マニュアル）

・向精神薬を使用する施設は向精神薬試験研究施設として厚生大臣に登録が必要（麻薬及び向精神薬取締法 第五十条の五）

・立入検査等の立会い者は上記設置者（麻薬及び向精神薬取締法 第五十条の三十八）

・保管等の管理責任は設置者が負う（施設）

注) 設置者とは通常登録された施設の長

例えば実験施設に対利用者用の保管容器（鍵付ロッカー等）を施設が用意し、また容器の鍵を利用者に管理させた場合（保管容器の貸与は問題無い）

受払簿等の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・利用者

盗難等の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・設置者

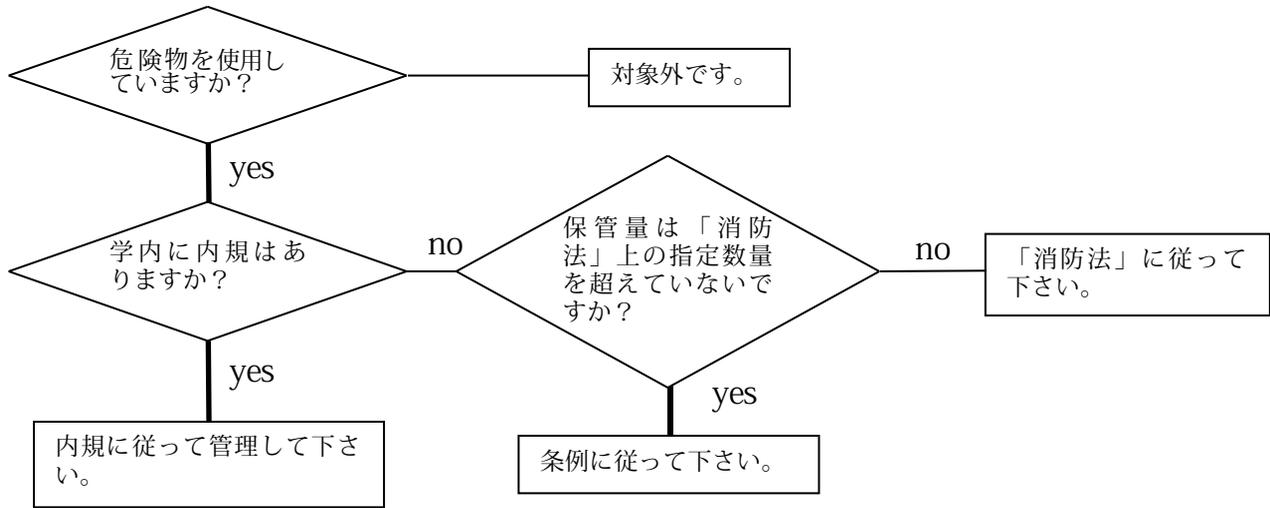
立入検査等の立会い者・・・・・・・・・・・・・・・・設置者

設置者に対し盗難防止措置及び保管内容物の把握また管理が必要となり殆どの責任が設置者にかかる。

解答は中国地区麻薬取締官事務所

# 危険物

(消毒薬として使用するアルコールや有機溶剤等が該当します)



## Q & A

Q この手引きの対象者と意図は？

A 施設職員を対象としています、また意図は薬物管理の徹底を計るためのものです。

Q 「内規」とは？

A 通常は部局で定めたものをいいます、動物実験施設の場合は大学・学部や研究所等で定められたものです。

Q 「毒物劇物」「向精神薬」「危険物」は何が該当するのですか？

向

A 薬物を入手しようとした時、もしくは入手した時のカタログもしくは容器のラベル等の表示で確認して下さい。  
例えば、毒物劇物については容器、被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の表示があり、向精神薬については容器、被包に「**向**」の表示がなされ、さらに危険物については類及び等級の表示。例えば、エタノールの場合、第4類アルコール類水溶性危険等級Ⅱ

Q 保管庫の「鍵」はどのようなタイプでもいいのですか？

A 盗難等の恐れが低いものを選ぶべきでしょう。

Q 毒物劇物、向精神薬に関する諸届け出先としての「都道府県知事」とは実際には都道府県庁の担当部局になるのですか？

A 各種の届出と同じで宛先が知事ということです、担当部・課は各々の都道府県で異なるかもしれませんのでお確かめください。例えば、広島県の場合は広島県庁福祉保健部薬務課が担当しています。

Q 「堅牢な保管庫」とは？

A 鍵が付いていて容易に壊され保管物を持ち出されないもの。  
例えば、ガラス窓等の付いていない金属製のもの

Q 「毒物劇物が飛散し漏れ・・・措置方法及び防止法とは？」どのような事をいうのですか

A 毒物劇物に限らず薬物には各々適切な処理方法があります、あらかじめ確かめた上で取り扱うようにして下さい。

Q 「誤飲した場合」の措置方法は？

A あらかじめ確かめた上で取り扱う事が基本ですが、医学部の中毒を専門とする医者に連絡して下さい。

Q 「保健衛生上の危害」とは？

A 薬物にはいろいろな性質があります、例えばガスを吸引すると健康に害を及ぼすものもあります、この様な例を保健衛生上の危害といいます。

Q 「毒物劇物の指定された表示」とは？

A 保管場所の表示のことをいいます、具体的には保管庫の扉等に表示することをいいます。

Q 「毒物劇物の保管場所の表示」は手書きでもいいのですか？

A 規格に沿っていれば問題ありません、しかし手書きでは読みにくい場合もあります。できれば市販の規格品を揃えるようにした方がいいでしょう。

Q 毒物劇物は学内の誰でも取り扱ってもいいのですか？

A 大学職員が対象です。詳細は各々の事務部に確認して下さい。

Q 「毒物劇物の飲食物の容器として通常使用されるもの」とは？

A このことは、誤飲・誤用を防ぐためのものです危険な薬物は取り扱いに注意しましょう。

Q 容器のラベルは赤字と黒字がありますが手引きでは赤字（白字）になっています。これはどうしてですか？

A 毒薬劇薬は薬事法で取り決められていますので毒薬は黒地に白枠、白字をもって、その品名と「毒」の文字を、劇薬は白地に赤枠、赤字をもって、その品名と「劇」の文字を記載する。一方、毒物劇物は毒物及び劇物取縮法で取り決められており、記載方法は「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示することになっており間違いやすいので注意しましょう。

Q 毒物劇物は学内の誰でも取り扱ってもいいのですか？

A 大学職員が対象です。詳細は各々の事務部に確認して下さい。

Q 「保健衛生上の危害」とは人間にとって、それとも動物にとって？

A 人間です。しかし動物施設では多くの動物を飼育していますから思わぬ事故につながるかもしれません、動物に危害を与えるものは人にも同様の危害が生ずると考えて取り扱いには注意しましょう。

Q 「毒物劇物監視員」とは？

A 厚生大臣又は都道府県知事が指定する人で毒物劇物の立ち入り検査を行う人のことです。

Q 毒物劇物とはどのようなものですか？

A 中央薬事審議会では、内規として、つぎのような毒物、劇物の判定基準を定めている。

[判定基準]

毒物又は劇物の判定は、動物における知見又はヒトにおける知見に基づき、当該物質の物性等をも勘案して行うものとし、その基準は原則として次のとおりとする。

#### 1. 動物実験における知見

##### (1) 急性毒性

###### 1) 経口

毒物 --- LD50 が 30mg/kg 以下のもの

劇物 --- LD50 が 30mg/kg を超え 300mg/kg 以下のもの

###### 2) 経皮

毒物 --- LD50 が 100mg/kg 以下のもの

劇物 --- LD50 が 100mg/kg を超え 1000mg/kg 以下のもの

###### 3) 吸入

毒物 --- LC50 が 200ppm (1hr) 以下のもの

劇物 --- LC50 が 200ppm (1hr) を超え 2000ppm (1hr) 以下のもの

###### 4) その他

##### (2) 皮膚、粘膜に対する刺激性

劇物 --- 硫酸、水酸化ナトリウム、フェノールなどと同様以上の刺激性を有するもの

なお、上記のほかにつぎに掲げる項目に関して知見が得られている場合は、当該項目をも参考にして判定を行う。

(イ) 中毒症状の発現時間、重篤度並びに器官、組織における障害の性質と程度

(ロ) 吸収、分布、代謝、排泄動態、蓄積性及び生物学的半減期

(ハ) 生体内代謝物の毒性と他の物質との相互作用

(ニ) 感作の程度

(ホ) その他

##### 2. ヒトにおける知見

ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討をおこない、判定を行う。

##### 3. 上記 1 又は 2 の判定に際してはつぎに掲げる項目に関する知見を考慮するものとする。

(イ) 物性（蒸気圧、溶解度等）

- (ロ) 解毒法の有無
- (ハ) 通常の使用頻度、範囲および量
- (二) 製品形態

4. 毒物のうちその毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用されると考えられるものなどで、危害発生の恐れが著しいものは特定毒物とする。

Q 向精神薬の廃棄で「回収が困難な方法によらなければならない」とはどのようなことですか？

A 向精神薬が悪用されたり誤用される事を防ぐために廃棄には十分な注意が必要です。廃棄方法は薬物によって異なりますので専門家に確認して下さい。

Q 薬物類の保管庫は併用できませんか？

A 薬物にはいろいろな性質があり同一の場所に保管すると危険なものもあります。あらかじめ薬物については確認して下さい。なお表示は確実に行って下さい。

Q 大学の研究室等とはどこまでが対象ですか？

A 校内であれば対象となります。

Q 向精神薬の記録で伝票のコピーを記録に代えてもいいですか？

A 原票は大学が保有していると思いますのでコピーを施設で保管してもいいでしょう。

Q 危険物の保管量・指定数量

A 「消防法」を確認して下さい。

例 アルコール類の指定数量は 400 リットルと消防法では定義されています。(危政令別表第 3)

Q 薬物の廃棄処分はだれかの立会いや証明となるものが必要でしょうか？

A 廃棄に際して立会い等は必要ありませんが、事故が起こる場合もありますし、盗難や紛失等の誤解を招かないためにも複数人数により確認しながら廃棄処分をしましょう。

Q 薬物の立ち入り検査はどれ位の頻度で行われるのですか？

A 法的には頻度の指定はありませんが、随時行われます。

Q 毒劇物を動物に投与した場合、処方後の動物屍体の取り扱い？

A 屍体は廃棄物として扱われるので「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の範疇となりますのでそちらをご確認下さい。

#### 関係法令、参考資料等

薬事法（平成九年 11 月 21 日 法律第 105 号）

麻薬及び向精神薬取締法（平成九年 11 月 21 日 法律第 105 号）

毒物及び劇物取締法（平成九年 11 月 21 日 法律第 105 号）

消防法（平成六年 6 月 22 日 法律第 37 号）

試験研究施設における向精神薬取扱いの手引き（広島県福祉保健部薬務課）

毒物劇物危害防止規定（広島県福祉保健部薬務課）

毒物劇物の種類に関するサイト <http://www.nihs.go.jp/incident/law/dokugeki/dokugeki.html>

## 毒物劇物一覧

### 毒物（毒物及び劇物取締法）

1	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
2	黄燐
3	オクタクロルテトラニドロメタノフタラン
4	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)
5	クラレー
6	四アルキル鉛
7	シアン化水素
8	シアン化ナトリウム
9	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
10	ジニトロクレゾール
11	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール
12	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)
13	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
14	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
15	水銀
16	セレン
17	チオセミカルバジド
18	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)
19	ニコチン
20	ニッケルカルボニル
21	砒素
22	弗化水素
23	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)
24	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
25	モノフルオール酢酸
26	モノフルオール酢酸アミド
27	硫化燐
28	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

### 毒物（毒物及び劇物指定令）

1	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム0.1%以下を含有するものを除く。
1の2	3-アミノ-1-プロペン及びこれを含有する製剤(追加第47次)
1の3	アリルアルコール及びこれを含有する製剤(追加第34次)
1の4	アルカノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラト及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラト及びこれを含有する製剤を除く。
1の5	0-エチル-0-(2-イソプロポシキカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド(別名イソフェンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、0-エチル-0-(2-イソプロポシキカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホルアミド5%以下を含有するものを除く。
1の6	0-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、0-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート5%以下を含有するものを除く。(追加第37次)
2	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)を含有する製剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト1.5%以下を含有するものを除く。
2の2	N-エチル-メチル-(2-クロル-4-メチルメルカトフェニル)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤(追加第1次)
2の3	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤(追加第32次)
3	黄燐を含有する製剤
4	オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
5	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)を含有する製剤
6	クラレーを含有する製剤
6の2	五塩化燐及びこれを含有する製剤(追加第32次)
6の3	三塩化砒素及びこれを含有する製剤(追加第32次)

6の4	三塩化磷及びこれを含有する製剤(追加第32次)
6の5	三弗化硼素及びこれを含有する製剤(追加第32次)
6の6	三弗化磷及びこれを含有する製剤(追加第32次)
6の7	ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤(追加第5次)
7	四アルキル鉛を含有する製剤
8	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。(一部改正第1次)
	イ 紺青及びこれを含有する製剤
	ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
	ハ フェロシアン塩及びこれを含有する製剤
9	ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
9の2	ジエチル-S-(2-クロル-1-フタルイミドエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第16次)
9の3	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-(1,3-ジチオシ7ロペンチリデン)-チオホスアルミド5%以下を含有するものを除く。
9の4	ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第3次、一部改正第4次)
10	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)を含有する製剤
10の2	ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニルチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。(追加第8次)
11	ジニトロクレゾールを含有する製剤
12	ジニトロクレゾール塩類及びこれを含有する製剤
13	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノールを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有するものを除く。(追加第14次)
13の2	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有するものを除く。
13の3	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤(追加第32次)
13の4	ジボラン及びこれを含有する製剤(追加第32次)
13の5	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト4%以下を含有するものを除く。(追加第9次)
14	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)を含有する製剤
15	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホルフェイトを含有する製剤
15の2	1,1-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤(追加第16次)
16	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)を含有する製剤
16の2	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマ-ト(別名ベンダイオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマ-ト5%以下を含有するものを除く。(追加第22次)
17	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
	ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
	ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
	ニ 酸化水銀5%以下を含有する製剤
	ホ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤(一部改正第1次)
	ヘ 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤
	ト 硫化第二水銀及びこれを含有する製剤
17の2	ストリキニーネ、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤(追加第22次改正)
18	セレン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。(一部改正第45次改正)
	イ 亜セレン酸ナトリウム0.00011%以上を含有する製剤
ロ	セレン酸ナトリウム0.00012%以下を含有する製剤(追加第45次改正)
19	テトレエチルピロホスフェイト(別名TEPP)を含有する製剤
19の2	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)及びこれを含有する製剤。ただし、2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-(1RS,3RS)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.5%以下を含有するものを除く。(追加第37次改正)
20	ニコチンを含有する製剤
21	ニコチン塩類及びこれを含有する製剤
22	ニツケルカルボニルを含有する製剤

23	砒素化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。(一部改正第9次)
	イ 砒化インジウム及びこれを含有する製剤
	ロ 砒化ガリウム及びこれを含有する製剤
	ハ メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤
	ニ メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤
23の2	ヒドラジン
23の3	ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ブチル=2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N,N'-ジメチル-N,N'-チオジカルバマート5%以下を含有するものを除く。(追加第41次改正)
24	弗化水素を含有する製剤
24の2	7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2R,3S)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノン、7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2S,3R)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノン及びこれらの塩類並びにこれらのいずれかを含有する製剤。 ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2R,3S)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンと7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2S,3R)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2R,3S)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンと7-プロモ-6-クロロ-3-(3-(2S,3R)-3-ヒドロシキ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限る。)及びこれを含有する製剤を除く。(追加第27次)
25	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)を含有する製剤
26	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイドを含有する製剤
26の2	ベンゼンチオール及びこれを含有する製剤(追加第47次)
26の3	ホスゲン及びこれを含有する製剤(追加第38次)
26の4	メチルシクロヘキシル-4-クロルフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル-4-クロルフエニルチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。(追加第4次)
26の5	メチル-N,N'-ジメチル-N-((メチルカルバモイル)オキシ)-1-チオオキサミイミデート及びこれを含有する製剤。ただし、メチル-N,N'-ジメチル-N-((メチルカルバモイル)オキシ)-1-チオオキサミイミデート0.8%以下を含有するものを除く。(追加第17次、一部改正第45次)
26の6	メチルホスホン酸ジクロリド(追加第43次改正)
26の7	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤(追加第38次)
26の8	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)及びこれを含有する製剤。ただし、メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有するものを除く。
27	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
28	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
29	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
30	燐化水素及びこれを含有する製剤(追加第18次)

劇物(毒物及び劇物取締法)

1	アクリルニトリル
2	アクロレイン
3	アニリン
4	アンモニア
5	2-イソプロピル-4-メチルピロミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)
6	エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルバマート
7	エチレンクロルヒドリン
8	塩化水素
9	塩化第一水銀
10	過酸化水素
11	過酸化ナトリウム
12	過酸化尿素
13	カリウム
14	カリウムナトリウム合金
15	クレゾール
16	クロルエチル
17	クロルスルホン酸
18	クロルピクリン

19	クロルメチル
20	クロロホルム
21	窒素化水素酸
22	シアン酸ナトリウム
23	ジエチル-4-クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
24	ジエチル-(2,4-ジクロルフエニル)-チオホスフェイト
25	ジエチル-2,5-ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
26	四塩化炭素
27	シクロヘキシミド
28	ジクロル酢酸
29	ジクロルブチン
30	2,3-ジ-(ジエチルジチオホスホロ)-パラジオキサン
31	2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール
32	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)フェニルアセテート
33	2,4-ジニトロ-6-メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
34	2,2'-ジピリジウム-1,1'-エチレンジプロミド
35	1,2-ジブロムエタン(別名EDB)
36	ジブロムクロルプロパン(別名DBCP)
37	3,5-ジブロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼン
38	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
39	ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)
40	ジメチル-2,2-ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)
41	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
42	ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
43	ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
44	ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイト
45	ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)
46	ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフェニルチオホスフェイト
47	ジメチル硫酸
48	重クロム酸
49	修酸
50	臭素
51	硝酸
52	硝酸タリウム
53	水酸化カリウム
54	水酸化ナトリウム
55	スルホナール
56	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
57	トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート
58	トリクロル酢酸
59	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
60	トリチオシクロヘプタジエン-3,4,6-テトラニトリル
61	トルイジン
62	ナトリウム
63	ニトロベンゼン
64	二硫化炭素
65	発煙硫酸
66	パラトルイレンジアミン
67	パラフェニレンジアミン
68	ピクリン酸。ただし、爆発薬は除く。
69	ヒドロキシルアミン
70	フェノール
71	プラストサイジンS
72	ブロムエチル
73	ブロム水素
74	ブトルメチル
75	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)

76	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロルジクロヘキサン(別名リンデン)
77	ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)
78	ベタナフタール
79	1,4,5,6,7-ペンタクロル-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-(8,8-ジクロルメタノ)-インデン(別名ヘプタクロール)
80	ペンタクロルフエノール(別名PCP)
81	ホルムアルデヒド
82	無水クロム酸
83	メタノール
84	メチルスルホナール
85	N-メチル-1-ナフチルカルバメート
86	モノクロル酢酸
87	沃化水素
88	沃素
89	硫酸
90	硫酸タリウム
91	燐化亜鉛
92	ロタン酢酸エチル
93	ロテノン
94	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であって政令で定めるもの

劇物(毒物及び劇物指定令)

1	無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
1の2	亜鉛素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、亜鉛素酸ナトリウム25%以下を含有するもの及び爆発薬を除く。(追加第32次)
1の3	アクリルアミド及びこれを含有する製剤
1の4	アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸10%以下を含有するものを除く。(追加第34次、一部改正第39次)
2	亜硝酸塩類
2の2	亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤(追加第38次)
3	アセチレンジカルボン酸及びこれを含有する製剤
4	アニリン塩類
4の2	2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-アミノエタノール20%以下を含有するものを除く。(追加第38次)
4の3	L-2-アミノ-4-((ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル)プチリル-L-アラニル-L-アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。 ただし、L-2-アミノ-4-((ヒドロキシ)(メチル)ホスフィノイル)プチリル-L-アラニル-L-アラニンとして19%以下を含有するものを除く。(追加第22次、一部改正第25次、全部改正第26次)
5	N-アルキルアニリン及びその塩類
6	N-アルキルトリジン及びその塩類
7	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。(一部改正第27次)
	イ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(追加第31次)
	ロ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
	ハ 酸化アンチモン(Ⅳ)及びこれを含有する製剤
ニ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤	
8	アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。
9	プロピルオキシフェニル-N-メチルカルバメート1%以下を含有するものを除く。(一部改正第3次)
9の2	2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート1.5%以下を含有するものを除く。(追加第4次)
10	2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト3%(マイクロカプセル製剤にあっては、25%)以下を含有するものを除く。(一部改正第44次)
10の2	一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤(追加第2次)
10の3	1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
	イ 1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして3.5%以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。)

	ロ 1,1'-イミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
11	可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
11の2	0-エチル-0-(2-イソプロポシキカルボニルフェニル)-N-イソプロピルチオホスホリルアミド(別名イソフェンホス)5%以下を含有する製剤(追加第24次)
11の3	N-エチル-0-(2-イソプロポシキカルボニル-1-メチルビニル)-0-メチルチオホスホリアミド(別名プロペタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N-エチル-0-(2-イソプロポシキカルボニル-1-メチルビニル)-0-メチルチオホスホリアミド1%以下を含有するものを除く。(追加第23次)
12	エチル-N-(ジエチルジチオホスホリルアセチル)-N-メチルカルバメート含有する製剤
12の2	ラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤(追加第20次)
13	エチル-2,4-ジクロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル-2,4-ジクロロフェニルチオノベンゼンホスホネイト3%以下を含有するものを除く。
13の2	エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。(追加第5次)
13の3	0-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)5%以下を含有する製剤。ただし、0-エチル=S・S-ジプロピル=ホスホロジチオアート3%以下を含有する徐放性製剤を除く。(追加第37次)
13の4	2-エチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート(別名エチオフェンカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし2-エチルチオメチルフェニル-N-メチルカルバメート2%以下を含有するものを除く。(一部改正第21次)
14	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)1.5%以下を含有する製剤
14の2	エチル-(Z)-3-(N-ベンジル-N-(メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ)チオ)アミノ)プロピオナート及びこれを含有する製剤(追加第33次)
14の3	0-エチル-0-4-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、0-エチル-0-4-メチルチオフェニル-S-プロピルジチオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。(追加第22次)
14の4	0-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、0-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート1%以下を含有するものを除く。
14の5	4-エチルメルカプトフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤(追加第1次)
14の6	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤(追加第34次)
15	エチレンクロロヒドリン含有する製剤
15の2	エピクロロヒドリン及びこれを含有する製剤(追加第34次)
15の3	エマメクチンとして1%以下を含有するものを除く。(追加第46次)
16	塩化水素含有する製剤。ただし、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
16の2	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。(追加第8次)
17	塩化第一水銀含有する製剤
17の2	塩化チオニル及びこれを含有する製剤(追加第38次)
17の3	塩素(追加第8次)
18	塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬は除く。
18の2	(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ(2,2,1)ヘプタン-2,3-ジカルボン酸(別名エンドタール)その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ(2,2,1)ヘプタン-2,3-ジカルボン酸として1.5%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
18の3	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-ノナクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。 ただし、1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,2,3,4,5,6,7,8,8-ノナクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、4,5,6,7,8,8-ヘキサクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノインデン、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物6%以下を含有するものを除く。(追加第21次)
19	過酸化水素含有する製剤。ただし、過酸化水素6%以下を含有するものを除く。
20	過酸化ナトリウム含有する製剤。ただし、過酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。

21	過酸化尿素を含有する製剤。ただし、過酸化尿素17%以下を含有するものを除く。
22	カドミウム化合物
22の2	ギ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ギ酸90%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
22の3	キシレン(追加第11次)
22の4	キノリン及びこれを含有する製剤(追加第38次)
23	無機金塩類。ただし、雷金を除く。
24	無機金銀類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
25	クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール5%以下を含有するものを除く。
26	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。(一部改正第4・5次)
26の2	2-クロルエチルトリメチルアンモニウム塩類及びこれを含有する製剤(追加第22次)
26の3	N-(3-クロル-4-クロルジフルオロメチルチオフエニル)-N',N'-ジメチルウレア及びこれを含有する製剤。ただし、N-(3-クロル-4-クロルジフルオロメチルチオフエニル)-N',N'-ジメチルウレア12%以下を含有するものを除く。(追加第12次)
26の4	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフエニル)ビニルエチルメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第12次)
26の5	2-クロル-1-(2,4-ジクロルフエニル)ビニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第12次)
26の6	1-クロル-1,2-ジプロムエタン及びこれを含有する製剤(追加第1次)
26の7	2-クロル-4,5-ジメチルフエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤(追加第3次)
27	クロルピクリン含有する製剤
28	クロルメチル含有する製剤。ただし、容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。
28の2	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤(追加第38次)
28の3	2-クロロアニリン及びこれを含有する製剤(追加第38次)
28の4	5-クロロ-N-(2-(4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフエノキシ)エチル)-6-エチルピリミジン-4-アミン(別名ピリミジフェン)及びこれを含有する製剤。 ただし、5-クロロ-N-(2-(4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフエノキシ)エチル)-6-エチルピリミジン-4-アミン-4%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
28の5	クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤(追加第47次)
28の6	クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤(追加第47次)
28の7	クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤(追加第38次)
28の8	2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤(追加第34次)
28の9	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名アセタミプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン2%以下を含有するものを除く。(追加第42次)
28の10	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン2%以下を含有するものを除く。(追加第36次)
28の11	(RS)-(0-1-(4-クロルフエニル)ピラゾール-4-イル=0-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート)(別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。 ただし、(RS)-(0-1-(4-クロルフエニル)ピラゾール-4-イル=0-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアート)6%以下を含有するものを除く。(追加第30次、一部改正第32次)
28の12	クロロプレン及びこれを含有する製剤(追加第38次)
29	硅弗化水素酸含有する製剤
30	硅弗化水素酸塩類及びこれを含有する製剤
30の2	五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。)10%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
30の3	酢酸エチル(追加第9次)
30の4	酢酸タリウム及びこれを含有する製剤(追加第4次)
30の5	サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして1%以下を含有するものを除く。(追加第15次)
31	酸化水銀5%以下を含有する製剤
31の2	4-ジアリルアミノ-3,5-ジメチルフエニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤(追加第4次)

32	有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。(全部改正第28次)
(1)	5-アミノ-1-(2・6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-3-シアノ-4-トリフルオロメチルフェニルピラゾール(別名フィプロニル)1%以下を含有するものを除く。(追加第44次)
(2)	4-アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
(3)	4-アルキル-4'-シアノ-パラ-テルフェニル及びこれを含有する製剤
(4)	4-アルキル-4'-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
(5)	4-アルキル-4'-シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
(6)	5-アルキル-2-(4-シアノフェニル)-ピリミジン及びこれを含有する製剤
(7)	4-アルキルシクロヘキシル-4'-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
(8)	5-(4-アルキルフェニル)-2-(4-シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
(9)	4-アルコキシ-4'-シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
(10)	4-イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(11)	4-(トランス-4(トランス-4-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(12)	4-(5-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(13)	4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)-2-フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(14)	トランス-4'-エチル-トランス-1,1'-ピシクロヘキサン-4-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
(15)	4'-(2-(エトキシ)エトキシ)-4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(16)	4-(トランス-4-(エトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(17)	3-オクタデセニルオキシプロピオニトリル及びこれを含有する製剤
(18)	オレオニトリル及びこれを含有する製剤
(19)	カプリニトリル及びこれを含有する製剤
(20)	カプリロニトリル及びこれを含有する製剤
(21)	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-S-トリアジン-2-2-イルアミノ)-2-メチル-プロピオニトリル50%以下を含有する製剤
(22)	3-クロロ-4-シアノフェニル=4-エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(23)	3-クロロ-4-シアノフェニル=4-プロピルゾアート及びこれを含有する製剤
(24)	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロブタニル)及びこれを含有する製剤
(25)	高分子化合物
(26)	シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
(27)	N-(2-シアノエチル)-1・3-ビス(アミノメチル)ベンゼン、N・N'-ジ(2-シアノエチル)-1・3-ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N'-トリ(2-シアノエチル)-1・3-ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
(28)	4'-シアノ-4-ピフェニル=トランス-4-エチル-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(29)	4'-シアノ-4-ピフェニル=トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(30)	4-シアノ-4'-ピフェニル=トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(31)	4'-シアノ-4-ピフェニル=4'-ヘプチル-4-ピフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(32)	4'-シアノ-4-ピフェニル=トランス-4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(33)	4-シアノ-4'-ピフェニル=4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(34)	4-シアノフェニル=トランス-4-ブチル-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(35)	4-シアノフェニル=トランス-4-プロピル-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(36)	4-シアノフェニル=トランス-4-ペンチル-1-シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(37)	4-シアノフェニル=4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(38)	(S)-4-シアノフェニル=4-(2-メチルプトキシ)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

(39)	(RS)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- $\alpha$ - $\alpha$ -トリフルオロ-パラトリル)-D-バリナート(別名フルバリネート)5%以下を含有する製剤
(40)	$\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート(別名シクロプロトリン)及びこれを含有する製剤
(41)	(S)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R・3R)-3-(2・2-ジクロロビニル)-2・2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートと(R)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S・3S)-3-(2・2-ジクロロビニル)-2・2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートとの等量混合物0.88%以下を含有する製剤
(42)	(S)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)0.9%以下を含有する製剤
(43)	(S)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(Z)-(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(2-(2,2,2-トリフルオロ-1-トリフルオロメチルエトキシカルボニル)ビニル)シクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(44)	(RS)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート8%以下を含有する製剤
(45)	(RS)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3R)-2,2-ジメチル-3-(2-メチル-1-プロペニル)-1-シクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有する製剤
(46)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-エチルシクロヘキシルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(47)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(48)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(エトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(49)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(50)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ブチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(51)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(ブトキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(52)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(53)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(54)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-4-(プロポキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(55)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ヘプチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(56)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(ペンチルオキシメチル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(57)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
(58)	4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
(59)	$\alpha$ -シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
(60)	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチレウレア(別名シモキサニル)及びこれを含有する製剤
(61)	1,4-ジアミノ-2,3-ジシアノアントラキノン及びこれを含有する製剤
(62)	0,0-ジエチル-0-( $\alpha$ -シアノベンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別名ホキシム)及びこれを含有する製剤
(63)	3・3'-(1・4-ジオキソピロロ(3・4-c)ピロール-3・6-ジイル)ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤(追加第44次)
(64)	2,6-ジクロルシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
(65)	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアンアントラキノン(別名ジチアノン)及びこれを含有する製剤
(66)	ジシアンジアミド及びこれを含有する製剤
(67)	4-(2・3-(ジフルオロメチレンジオキシ)フェニル)ピロール-3-カルボニトリル(別名フルジオキソニル)及びこれを含有する製剤(追加第44次)
(68)	3,7-ジメチル-2,6-オクタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
(69)	3,7-ジメチル-6-オクタテンニトリル及びこれを含有する製剤
(70)	3,7-ジメチル-2,6-ノナジエンニトリル及びこれを含有する製剤
(71)	3,7-ジメチル-3,6-ノナタジエンニトリル及びこれを含有する製剤
(72)	4,8-ジメチル-7-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
(73)	ジメチルパラシアンフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
(74)	N-( $\alpha$ - $\alpha$ -ジメチルベンジル)-2-シアノ-2-フェニルアセトアミド及びこれを含有する製剤
(75)	4,4-ジメトキシブタンニトリル及びこれを含有する製剤

(76)	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(77)	ステアロニトリル及びこれを含有する製剤
(78)	染料
(79)	テトラクロル-メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
(80)	トリチオシクロヘプタジエン-3,4,6,7-テトラニトリル15%以下を含有する薫蒸剤
(81)	2-トリデセンニトリルと3-トリデセンニトリルとの混合物(2-トリデセンニトリル80%以上84%以下を含有し、かつ、3-トリデセンニトリル15%以上19%以下を含有するものに限る)。及びこれを含有する製剤
(82)	2・2・3-トリメチル-3-シクロペンテンアセトニトリル10%以下を含有する製剤(追加第46次)
(83)	パラジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
(84)	パルミトニトリル及びこれを含有する製剤
(85)	1,2-ビス(N-シアノメチル-N,N-ジメチルアンモニウム)エタン=ジクロリド及びこれを含有する製剤
(86)	2-ヒドロキシ-5-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤(追加第41次)
(87)	4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(88)	3-ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤(追加第41次)
(89)	ブチル=(R)-2-(4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ)プロピオナート(別名シハロホップブチル)及びこれを含有する製剤
(90)	トランス-4-(5-ブチル-1,3-ジオキササン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(91)	4-(トランス-4-(トランス-4-ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(92)	トランス-4'-ブチル-トランス-4-ヘプチル-トランス-1,1'-ビスシクロヘキササン-4-カルボニトリル及びこれを含有する製剤
(93)	4-(トランス-4-(3-ブテニル)シクロヘキシル)4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(94)	4-(トランス-4-(3-ブテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(95)	2-フルオロ-4-(トランス-4-(トランス-4-エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(96)	2-フルオロ-4-(トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(97)	2-フルオロ-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(98)	3'-フルオロ-4"-プロピル-4-パラ-テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(99)	2-フルオロ-4-(トランス-4-ベンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(100)	2-フルオロ-4-(トランス-4-(3-メトキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(101)	トランス-4-(5-プロピル-1,3-ジオキササン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(102)	4-(トランス-4-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(103)	4-(2-(トランス-4'-プロピル-トランス-1,1'-ビスシクロヘキササン-4-イル)エチル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(104)	4-(トランス-4-(1-プロペニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(105)	2-プロモ-2-(プロモメチル)グルタロニトリル及びこれを含有する製剤
(106)	3-(シス-3-ヘキセニロキシ)プロパンニトリル及びこれを含有する製剤(追加第44次)
(107)	4-(5-トランス-(トランス-4-ヘプチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(108)	ペンタクロルマンデル酸ニトリル及びこれを含有する製剤
(109)	トランス-4-(5-ペンチル-1,3-ジオキササン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(110)	4-(トランス-4-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(111)	4-(5-(トランス-4-ペンチルシクロヘキシル)-2-ピリミジニル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(112)	4-(トランス-4-(4-ペンテニル)シクロヘキシル)-4-ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
(113)	4-(トランス-4-(1-ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
(114)	4-(トランス-4-(3-ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

	(115)	4-(トランス-4-(4-ペンテニル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
	(116)	ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
	(117)	メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
	(118)	メチル=(E)-2-(2-(6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ)フェニル)-3-メトキシアクリレート80%以下を含有する製剤
	(119)	3-メチル-2-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
	(120)	3-メチル-3-ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
	(121)	4-(トランス-4-(メチキシプロピル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
	(122)	4-(トランス-4-(メトキシメチル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
	(123)	ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
33		だし、ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
33の2		2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジル-4-ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第12次)
34		ジエチル-S-(エチルチオエチル)-ジチオホスフェイト5%以下を含有する製剤(追加第3次)
34の2		製剤。ただし、ジエチル-S-(2-オキソ-6-クロルベンゾオキサゾロメチル)-ジチオホスフェイト2.2%以下を含有するものを除く。(追加第3次)
34の3		0,0'-ジエチル=0''-(2-キノキサリニル)=チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤(追加第26次)
35		ジエチル-4-クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
35の2		ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフエニル)-2-クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第4次)
36		ジエチル-1-(2,4-ジクロルフエニル)-チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル-1-(2,4-ジクロルフエニル)-チオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
37		ジエチル-2,5-ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。
37の2		ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド5%以下を含有する製剤(追加第1次)
37の3		チル-3,5,6-トルクロル-2-ピリジルチオホスフェイト1%(マイクロカプセル製剤にあっては、25%)以下を含有するものを除く。(追加第7次、一部改正第23次、第44次)
37の4		する製剤。ただし、ジエチル-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)-チオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。(全部改正第24次)
37の5		ジエチル-S-ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル-S-ベンジルチオホスフェイト2.3%以下を含有するものを除く。(追加第1次、一部改正第3次)
37の6		ジエチル-4-メチルスルフィニルフェニル-チオホスフェイト3%以下を含有する製剤(追加第8次)
38		四塩化炭素を含有する製剤
38の2		2-(1,3-ジオキサラン-2-イル)-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤(追加第7次)
38の3		有する製剤。ただし、1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパンとして2%以下を含有するものを除く。(追加第4次)
39		しきみの実
40		シクロヘキシミド及びこれを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド0.2%以下を含有するものを除く。
40の2		シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤(追加第34次)
40の3		ジ(2-クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤(追加第1次)
40の4		ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤(追加第3次)
40の5		2,4-ジクロル-6-ニトロフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤(追加第4次)
41		ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
41の2		2',4'-ジクロロ- $\alpha \cdot \alpha \cdot \alpha$ -トリフルオロ-4'-ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)及びこれを含有する製剤。ただし、2',4'-ジクロロ- $\alpha \cdot \alpha \cdot \alpha$ -トリフルオロ-4'-ニトロメタトルエンスルホンアニリド0.3%以下を含有するものを除く。(追加第36次)
42		2,3-ジ-(ジエチルチオホスホロ)-パラジオキササンを含有する製剤
43		2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、2,4-ジニトロ-6-シクロヘキシルフェノール0.5%以下を含有するものを除く。
43の2		2,4-ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤(追加第34次)
44		2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェニルアセテートを含有する製剤

45	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール2%以下を含有する製剤
46	2,4-ジニトロ-6-メチルプロピルフェノールジメチルアクリレートを含有する製剤
46の2	し、ジニトロメチルヘプチルフエニルクロトナート0.2%以下を含有するものを除く。(追加第20次)
46の3	2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ(b)フラニル-N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバマート(別名カルボスルファン)及びこれを含有する製剤(追加第20次)
47	2,2'-ジピリジリウム-1,1'-エチレンジプロミドを含有する製剤
47の2	2-ジフェニルアセチル-1,3-インダンジオン0.005%以下を含有する製剤(追加第14次)
47の3	ジプロピル-4-メチルチオホスフェイトフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第7次)
48	1,2-ジブロムエタン(別名EDB)及びこれを含有する製剤。ただし、1,2-ジブロムエタン50%以下を含有するものを除く。
49	ジブロムクロルプロパン(別名DBCP)を含有する製剤
50	3,5-ジブロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼンを含有する製剤。ただし、3,5-ジブロム-4-ヒドロキシ-4'-ニトロアゾベンゼン3%以下を含有するものを除く。
50の2	2-ジメチルアミノ-5,6-ジメチルピリミジル-4-N,N-ジメチルカルバマート及びこれを含有する製剤(追加第12次)
50の3	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアンとして、3%以下を含有するものを除く。(追加第17次)
50の4	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチルアミン50%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
50の5	ジメチル-(イソプロピルチオエチル)-ジチオホスフェイト4%以下を含有する製剤(追加第9次)
51	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイトを含有する製剤
52	ジメチルイチルメルカプトエチルジチオホスフェイト(別名チオメトン)を含有する製剤
53	ジメチル-2,2-ジクロルビニルホスフェイト(別名DDVP)を含有する製剤
54	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル3%以下を含有するものを除く。
54の2	3-ジメチルジチオホスホリル-S-メチル-5-メトキシ-1,3,4-チオジアゾリン-2-オン及びこれを含有する製剤。(追加第5次)
54の3	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-(N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル)-N-メチルカルヤ
55	ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイトを含有する製剤
55の2	ジメチル-S-パラクロルフエニルチオホスフェイト(別名DMCP)及びこれを含有する製剤(追加第6次)
55の3	1,1-ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤(追加第44次)
55の4	3,4-ジメチルフエニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤(追加第4次)
55の5	3,5-ジメチルフエニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、3,5-ジメチルフエニル-N-メチルカルバマート3%以下を含有するものを除く。(追加第6次、一部改正第8次)
56	ジメチルフタリルイミドメチルチオホスフェイトを含有する製剤
56の2	2,2-ジメチル-1,3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート(別名ベンダイオカルブ)5%以下を含有する製剤(追加第22次)
57	ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルチオホスフェイトを含有する製剤
58	ジメチル-(N-メチルカルバミルメチル)-ジチオホスフェイト(別名ジメトエート)を含有する製剤
58の2	ジメチル-(2-(1'-メチルベンジルオキシカルボニル)-1-メチルエチレン)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第4次)
58の3	0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-メチルスルフィニル)-チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
59	ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフエニルチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフエニルチオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。
59の2	3-(ジメトキシホスフィニルオキシ)-N-メチル-シス-クロトナミド及びこれを含有する製剤(追加第13次)
60	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
61	砒酸を含有する製剤。ただし、砒酸10%以下を含有するものを除く。
62	砒酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、砒酸として10%以下を含有するものを除く。
63	硝酸を含有する製剤。ただし、硝酸10%以下を含有するものを除く。
64	硝酸タリウムを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
65	水酸化カリウムを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。

66	水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。
67	水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、水酸化トリアルキル錫、その塩類又はこれらの無水物2%以下を含有するものを除く。
68	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
69	無機錫塩類
69の2	スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンと7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩(7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンと7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体として7.2%以下を含有するものに限り。以下この号において同じ。)及びこれを含有する製剤。ただし、スチレン及びジビニルベンゼンの共重合物のスルホン化物の7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2R,3S)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンと7-プロモ-6-クロロ-3-)3-(2S,3R)-3-ヒドロキシ-2-ピペリジル)-2-オキソプロピル)-4(3H)-キナゾリノンとのラセミ体とカルシウムとの混合塩1%以下を含有するものを除く。(追加第39次)
69の3	センデユラマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、センデユラマイシンとして0.5%以下を含有するものを除く。(追加第39次)
69の4	2-チオ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-1,3,5-チアアジン及びこれを含有する製剤。(追加第12次)
70	チオセミカルバジドを含有する製剤。ただし、チオセミカルバジド0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをを用いて著しくからく着味されているものを除く。
71	テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイトを含有する製剤
71の2	テトラクロルニトロエタン及びこれを含有する製剤。(追加第3次)
71の3	を含有する製剤。ただし、(S)-2,3,5,6-テトラヒドロ-6-フェニルイミダゾ(2,1-b)チアゾールとして6.8%以下を含有するものを除く。(追加第24次)
71の4	ペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)0.5%以下を含有する製剤。(追加第37次)
71の5	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,12-ジエン-6,10-ジオン(別名チオジカルブ)及びこれを含有する製剤(追加第29次)
72	無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
73	トリエタノールアンモニウム-2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノラートを含有する製剤
73の2	トリクロルニトロエチレン及びこれを含有する製剤(追加第3次)
74	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイトを含有する製剤。ただし、トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト10%以下を含有するものを除く。
74の2	2,4,5-トリクロルフエノキシ酢酸そのエステル類及びこれらのいずれかを含有する製剤(追加第8次)
74の3	トリクロロシラン及びこれらを含有する製剤(追加第32次)
74の4	トリブチルトリチオホスフェイト及びこれを含有する製剤(追加第5次)
74の5	トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオロメタンスルホン酸10%以下を含有するものを除く。(追加第28次)
75	トルイジン塩類
76	トルイレンジアミン及びその塩類
76の2	トルエン(追加第9次)
77	鉛化合物。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 四酸化三鉛 ロ ヒドロオキシ炭酸鉛 ハ 硫酸鉛
77の2	1-(4-ニトロフェニル)-3-(3-ピリジルメチル)ウシア及びこれを含有する製剤(追加第13次)
78	二硫化炭素を含有する製剤
79	バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
80	ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。
80の2	ヒドラジン一水和物及びこれを含有する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物30%以下を含有するものを除く。(追加第44次)
80の3	ヒドロキシエチルヒドラジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤(追加第5次)

80の4	2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸及びこれを含有する製剤。ただし、2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸0.5%以下を含有するものを除く。(追加第33次)
81	ヒドロキシルアミンを含有する製剤
82	ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含有する製剤
83	2-(3-ピリジル)-ペペリジン(別名アナバジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤(一部改正第1次)
83の2	し、2-(フェニルパラクロルフエニルアセチル)-1・3-インダンジオン0.025%以下を含有するものを除く。
84	フェニレンジアミン及びその塩類
85	フェノールを含有する製剤。ただし、フェノール5%以下を含有するものを除く。
85の2	1-t-ブチル3-(2・6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオウレア(別名ジアフェンチウロン)及びこれを含有する製剤
85の3	ブチル=2・3-ジヒドロ-2・2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=N・N'-ジメチル-N・N'-チオジカルバマート(別名フラチオカルブ)5%以下を含有する製剤
85の4	アート及びこれを含有する製剤。ただし、t-ブチル=(E)-4-(1・3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル)ベンゾアート5%以下を含有するものを除く。
85の5	N-ブチルピロリジン
85の6	2-t-ブチル-5-(4-t-ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン-3(2H)-オン及びこれを含有する製剤
85の7	ブチル-S-ベンジル-Sエチルジチオホスフェイトおよびこれを含有する製剤
85の8	N-(4-t-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名デフェンピラド)およびこれを含有する製剤
86	プラストサイジンSを含有する製剤
87	プラストサイジンS塩類およびこれを含有する製剤
87の2	ブロムアセトン及びこれを含有する製剤
88	ブロム水素を含有する製剤
88の2	ブロムメチルを含有する製剤(追加第13次)
88の3	2-(4-プロモジフルオロメトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジル=エーテル(別名ハルフェンプロックス)及びこれを含有する製剤。 ただし、2-(4-プロモジフルオロメトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジル=エーテル5%以下を含有する徐放性製剤を除く。(追加第46次、一部改正第44次)
89	ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリン)及びこれを含有する製剤
90	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンデン)を含有する製剤。ただし、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン1.5%以下を含有するものを除く。
91	ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)を含有する製剤
91の2	ヘキサメチレンジイソシアネート及びこれを含有する製剤(追加第34次)
92	ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール1%以下を含有するものを除く。
93	1,4,5,6,7-ペンタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-(8,8-ジクロロメタノ)-インデン(別名ヘプタクロール)を含有する製剤
94	ペンタクロロフェノール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロロフェノール1%以下を含有するものを除く。
95	ペンタクロロフェノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロロフェノールとして1%以下を含有するものを除く。
96	硼弗化水素酸及びその塩類
97	ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
98	無水クロム酸を含有する製剤
98の2	メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸25%以下を含有するものを除く。(追加第34次)
98の3	メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤(追加第9次)
98の4	メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤(追加第9次)
98の5	メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン40%以下を含有するものを除く。(追加第41次)
98の6	メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤(追加第12次)
98の7	3-メチル-5-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤(追加第9次)
98の8	メチルエチルケトン(追加第11次)
99	N-メチルカルバミル-2-クロロフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、N-メチルカルバミル-2-クロロフェノール2.5%以下を含有するものを除く。(一部改正第3次)

99の2	含有する製剤。ただし、N'-(2-メチル-4-クロロフェニル)-N,N-ジメチルホルムアミジンとして3%以下を含有するものを除く。(追加第4次、一部改正第8次)
99の3	メチルシクロヘキシル-4-クロロフェニルチオホスフェイト1.5%以下を含有する製剤(追加第4次)
99の4	メチルジクロロビニルリン酸カルシウムとジメチルジクロロビニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤(追加第13次)
99の5	メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤(追加第8次)
99の6	メチル-N'・N'-ジメチル-N-((メチルカルバモイル)オキシ)-1-チオオキサミデート0.8%以下を含有する製剤(追加第45次)
99の7	S-(4-メチルスルホニルオキシフェニル)-N-メチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤(追加第22次)
99の8	製剤。ただし、5-メチル-1,2,4-トリアゾロ(3,4-b)ベンゾチアゾール8%以下を含有するものを除く。(追加第18次)
100	N-メチル-1-ナフチルカルバマートを含有する製剤。ただし、N-メチル-1-ナフチルカルバマート5%以下を含有するものを除く。(一部改正第5次)
100の2	N-メチル-N-(1-ナフチル)-モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤(追加第1次)
100の3	2-メチルピフェニル-3-イルメチル=(1RS,2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3,3-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。 ただし、2-メチルピフェニル-3-イルメチル=(1RS,2RS)-2-(Z)-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-3,3-ジメチルプロパンカルボキシラート2%以下を含有するものを除く。(追加第33次)
100の4	製剤。ただし、S-(2-メチル-1-ピペリジル-カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト4.4%以下を含有するものを除く。(追加第12次)
100の5	3-メチルフェニル-N-メチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、3-メチルフェニル-N-メチルカルバマート2%以下を含有するものを除く。(追加第5次)
100の6	チルプロピル)-フェニル-N-メチルカルバマート2%(マイクロカプセル製剤にあつては、15%)以下を含有するものを除く。(追加第6次)
100の7	メチル-(4-ブロム-2,5-ジクロロフェニル)-チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤(追加第6次)
100の8	メチルホスホン酸ジメチル(追加第43次)
100の9	S-メチル-N-((メチルカルバモイル)-オキシ)-チオアセトイミデート(別名メトミル)及びこれを含有する製剤。(追加第6次)
100の10	メチレンビス(1-チオセミカルバジド)2%以下を含有する製剤
100の11	2-メトキシ-1,3,2-ベンゾジオキサホスホリン-2-スルフィド及びこれを含有する製剤(追加第5次)
100の12	モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして8%以下を含有するものを除く。(追加第15次)
100の13	モノゲルマン及びこれらを含有する製剤(追加第32次)
101	モノフルオール酢酸パラブロムアリニド及びこれを含有する製剤
101の2	モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤(追加第5次)
102	沃化水素を含有する製剤
102の2	沃化メチル及びこれを含有する製剤(追加第2次)
102の3	ラサロシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ラサロシドとして2%以下を含有するものを除く。(追加第20次)
103	硫化燐を含有する製剤
104	硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸10%以下を含有するものを除く。
105	硫酸タリウムを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
106	硫酸パラジメチルアミノフェニルジアゾニウム、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
107	燐化亜鉛を含有する製剤。ただし、燐化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスをういて著しくからく着味されているものを除く。
108	ロダン酢酸エチルを含有する製剤。ただし、ロダン酢酸エチル1%以下を含有するものを除く。
109	ロテノン含有する製剤。ただし、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
	2 酢酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛が均等に含有されていない製剤に関する前項第64号ただし書、第70号ただし書、第105号ただし書又は第107号ただし書に規定する百分比の計算については、当該製剤10グラム中に含有されている硝酸タリウム、チオセミカルバジド、硫酸タリウム又は燐化亜鉛の重量の10グラムに対する比率によるものとする。

特定毒物（毒物及び劇物取締法）

1	オクタメチルピロホスホルアミド
2	四アルキル鉛
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
7	テトラエチルピロホスフェイト
8	モノフルオール酢酸
9	モノフルオール酢酸アミド
10	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

特定毒物（毒物及び劇物指定令）

1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
2	四アルキル鉛を含有する製剤
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
7	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

向精神薬一覧

	物質名		物質名
第一種	ジペプロール	第三種	ニメタゼパム
	セコバルビタール		ノルダゼパム
	フェネチリン		ハラゼパム
	フェンメトラジン		バルビタール
	メクロカロン		ハロキサゾラム
	メチルフェニデート		ピナゼパム
第二種	アモバルビタール		ビニルビタール
	カチン		ピプラドロール
	グルテチミド		ピロバレロン
	シクロバルビタール		フェノバルビタール
	フルニトラゼパム		フェンカンファミン
	ブタルビタール		フェンジメトラジン
	ブプレノルフィン		フェンテルミン
	ベンタゾシン		フェンプロボレクス
ベントバルビタール	ブトバルビタール		
第三種	アルプラゾラム		プラゼパム
	アミノレクス		フルジアゼパム
	アロバルビタール		フルラゼパム
	アンフェプラモン		プロピルヘキセドリン
	エスクロルビノール		プロピルヘキセドリン
	エスタゾラム		ブトバルビタール
	エチナメート		プロチゾラム
	エチランフェタミン		プロマゼパム
	オキサゼパム		ペモリン
	オキサゾラム		ベンツフェタミン
	カマゼパム		マジンドール
	クロキサゾラム		ミダゾラム
	クロチアゼパム		メソカルブ
	クロナゼパム		メダゼパム
	クロバザム		メチプリロン
	クロラゼブ酸	メチルフェノバルビタール	
	クロルジアゼポキシド	メフェノレクス	
	ケタゾラム	メプロバメート	
	ジアゼパム	レフェタミン	
	セクブタバルビタール	ロフラゼブ酸エチル	
	テトラゼパム	クアゼパム	
	テマゼパム	ロプラゾラム	
	デロラゼパム	ロラゼパム	
	トリアゾラム	ロルメタゼパム	
	ニトラゼパム		

注 第三種向精神薬クアゼパムは平成11年6月16日公布分

第一種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名 (会社名)
セコバルビタール(セコバルビタールナトリウム)	注射用アイオナールナトリウム(吉富)
メチルフェニデート(塩酸メチルフェニデート)	リタリン散・錠(日本チバガイギー)

第二種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名 (会社名)
アモバルビタール(アモバルビタールナトリウム)	イソミタール(末)(日本新薬)、イソミタールソーダ注250mg・500mg(日本新薬)
ブタルビタール	フィオリナール(三共)
ブプレノルフィン(塩酸ブプレノルフィン)	レペタン注1・1.5ml(大塚)、レペタン坐薬0.2mg・0.4mg(大塚)
フルニトラゼパム	サイレース錠1・2mg注(エーザイ) ロヒプノール錠1・2mg注(日本ロシユ)
ペンタゾシン	ソセゴン注射液15・30mg(山之内) トスバリアル注30mg(小林化工) ベルタゾン注15・30mg(グレランー武田薬品) ベンタジン注射液15・30mg(三共) ヘキサット注15mg(模範薬品)
ペントバルビタール(ペントバルビタールナトリウム)	ネンブタール注射液(大日本)、動物用医薬品：ソムノベンチル(共立商事)
(ペントバルビタールカルシウム)	ラボナ錠(田辺)

第三種向精神薬で市販されているもの

物質名	商品名 (会社名)
アルプラゾラム	コンスタン錠0.4・0.8mg(武田) ソラナックス錠0.4・0.8mg(住友P&U) カームダン錠0.4mg(共和薬品) メデホリン錠0.4mg(メディサー沢井) メンビット錠0.4mg(東和薬品) ワイドスロー錠0.4mg(模範)
アロバルビタール(配合剤)	ザルソカイン(宇治)
エスタゾラム	ユーロジン散1%・錠1・2mg(武田)
オキサゼパム	ハイロング散10%・錠10mg(萬有)
オキサゾラム	セルメート錠10mg(沢井) セレナール散10%・錠5・10・20mg・カプセル10mg(三共) ソラキオナートG散10%・錠10mg(堀田) トッカータ錠10mg(共和薬品) ネブスン散10%・錠10mg(辰巳) ペルサー細粒10%・錠10・20mg(イセイ)
クロキサゾラム	エナデール散1%・錠1・2mg(ファイザー) セパゾン散1%・錠1・2mg(三共)
クロチアゼパム	リーゼ顆粒10%・錠10・20mg(吉富) イソクリン糖衣錠5mg(沢井) エモレックス錠5mg(日医工) ナオリーゼ錠5mg(鶴原) ニラタック錠5mg(大正薬品) ベストマーゲ錠5mg(宇治) リリフター錠5mg(マルコ) ロミニアン錠5mg(東和薬品)
クロナゼパム	ランドセン細粒0.1・0.5%・錠0.5・1・2mg(住友) リボトリール細粒0.1・0.5%・錠0.5・1.2mg(ロシユ)
クロラゼブ酸(クロラゼブ酸ニカリ)	メンドンカプセル7.5mg(大日本)
クロルジアゼポキシド	コントロール10・100倍散・錠5・10mg(武田) バランス10倍散・錠5・10mg(山之内) コンスーン100倍散・錠5・10mg(鶴原) リサーチフ散10%・錠10mg(ファルマー)

(塩酸クロルジアゼポキシド) ジアゼパム	トラキパール錠10mg(菱山)	
	セルシン100倍散・錠2・5・10mg・シロップ0.1%・注射液5・10mg(武田)	
	ホリゾン散1%・錠2.5・10mg・注射液10mg(山之内)	
	アゼジパミン注射液10mg(大洋薬品)	
	オイホリン錠5mg・A錠2mg・P散1%(共和薬品)	
	コンディション細粒1%・錠2・5mg(カネボウ)	
	ジアゼパム散1%・錠10mg「日アル」(アルツー共和)	
	ジアゼパム錠「ミタ」5mg(ファルマー)	
	ジアゼパム錠2・5mg「サワイ」(沢井)	
	ジアゼパム錠2・5mg「トーワ」(東和薬品)	
	ジアゼパム錠2・5mg「アメル」(共和薬品)	
	ジアパックス錠2・5mg(大鵬薬品)	
	セエルカム錠2・5・10mg(鶴原)	
	セレナミン錠2・5・10mg(旭化成)	
	セレンジン錠1・2・5・10mg(住友)	
	ソナコン細粒1%・錠2・3・5mg(中外)	
	パールキット散1%・錠2・5mg(菱山)	
	リリーゼン散1%・錠2・5mg(マルコ)	
	リリバー散1%・錠2mg(模範)	
	ダイアアップ坐剤4・6・10mg(和光堂)	
	トリアゾラム	ハルシオン錠0.125・0.25mg(住友-P&U)
		アサシオン0.25mg錠(長正堂-ケミファ)
		アスコマーナ錠0.25mg(日新-山形)
カムリトン0.25mg錠(寿製薬)		
トリアゾラム錠「EMEC」0.125mg(三生-EMEC)		
トリアラム錠0.25mg(小林化工)		
ネスゲン錠0.25mg(辰巳)		
ハルラック錠0.125・0.25mg(富士薬品)		
パルレオン錠0.25mg(大洋薬品=マルコ)		
フロサイン錠0.25mg(模範)		
ミンザイン錠(日医工)		
ライトコール錠0.25mg(BMKK)		
ニトラゼパム		ベンザリン細粒1%・錠2・5・10mg(塩野義)
	ネルボン散1%・錠2・5・10mg(三共)	
	カルスミン錠5・10mg(住友-P&U)	
	チスボン錠5・10mg(鶴原)	
	ニトラゼパム散1%・カプセル5mg(旭化成)	
	ニトラゼパム錠「トーワ」5mg(東和薬品)	
	ニトラゼパム錠「陽進」10mg(陽進堂)	
	ネムナミン錠5・10mg(北陸)	
	ネルメート錠5mg(沢井)	
	ネルロレン細粒1%・錠5・10mg(辰巳)	
	ノイクロニック錠5mg(大洋薬品)	
	ノイマックス散1%・錠5・10mg(ファルマー)	
	ヒルスカミン錠5mg(イセイ)	
ニメタゼパム	エリミン錠3・5mg(住友)	
バルビタール	バルビタール末(シオエー日本新薬・東洋製化-小野・メルクホエイ・山善・エビス・吉田・丸石)	
	(バルビタールの配合剤)カフコデ錠(模範)	
ハロキサゾラム	ソメリン細粒1%・錠5・10mg(三共)	
フェノバルビタール	フェノバル末・10倍散・錠30mg・エリキシル(藤永-三共)	
	フェノバルビタール末(シオエー日本新薬・東洋製化-小野・エビス・メルクホエイ・岩城・吉田・山善・丸石・中北)	
	フェノバルビタール散10%(シオエー日本新薬・吉田・岩城・エビス・菱山・協和医療-三晃・扶桑・丸石・メルクホエイ)	
	フェノバルビタール錠「純生」30mg(純生)	
	「純生」ルミナール末・散10%(純生)	

(フェノバルビタールナトリウム)	10%フェノバル注(藤永-三共)
	10%フェノバルビタール注(マルコ)
	ワコビタール坐剤15・30・50・100(和光堂)
	ルピアール坐剤25・50・100(エスエス)
	(フェノバルビタールの配合剤)トランコロンP錠(藤沢)
	アストモリジンD・M錠(マルホ)
	ベゲタミン錠A・B(塩野義)
	ヒダントールD・E・F錠(藤永-三共)
	複合アレピアチン錠(大日本)
プラゼパム	セダプランコーワ細粒1%・錠5・10mg(興和)
フルジアゼパム	エリスパン細粒0.1%・錠0.25mg(住友)
フルラゼパム (塩酸フルラゼパム)	インスミン(カプセル)10・15mg(杏林)
	ダルメートカプセル10・15mg(ロシュ)
	ベノジールカプセル10・15mg(協和発酵)
	ネルガートカプセル15mg(堀田)
プロチゾラム	レンドルミン錠0.25mg(日本ベーリンガー)
	グットミン錠0.25mg(吉富=トミジェック吉富)
	シンベラミン錠0.25mg(大洋)
	ゼストロミン錠0.25mg(東和薬品)
	ソレントミン錠0.25mg(大正薬品)
	ノクスター錠0.25mg(日本商事)
	ユリモラン錠0.25mg(メクト)
	レドルパー錠0.25mg(大原=旭化成)
	レンデム錠0.25mg(メディサ)
	ロンフルマン錠0.25mg(共和薬品)
プロマゼパム	セニラン細粒1%・錠2・3・5mg・坐薬3mg(コックス)
	レキソタン細粒1%・錠1・2・5mg(ロシュ-エーザイ)
ペモリン	ベタナミン錠10・25・50mg(三和化学)
マジンドール	サノレックス錠0.5mg(ノバルティス)
ミダゾラム	ドルミカム注(山之内)
メダゼパム	レスミット錠2.5mg(塩野義)
	カマリネス錠5mg(全星)
	セレミット錠10mg(小林化工)
	トランキラックス錠5mg(北陸)
	ネボロロン錠10mg(辰巳)
	パムネース細粒1%・錠2・5(東邦新薬)
	メダゼパム錠2・5・10mg(鶴原)
	メダゼパム錠5mg(東和)
メトナス錠5mg(メクト)	
ロラゼパム	ワイバックス錠0.5・1mg(ワイス-山之内)
	アズロゲン錠0.5・1mg(高田)
	ユーバン錠0.5・1mg(沢井)
	ロラゼパム錠0.5・1mg(東和薬品)
	ロコスゲン錠1mg(辰巳)
ロフラゼプ酸エチル	メイラックス錠1・2mg・細粒1%(明治製菓)
	アズトレム錠1・2mg(高田)
	キシケイン錠1・2mg(ファルマー)
	ジメトックス錠1mg(マルコ)
	スカルナーゼ錠1mg(東和薬品)
	ネクロアート錠1mg(菱山)
	メデタックス錠1・2mg(メディサー-沢井)
	レストジール錠1mg(岩城)
	ロンラックス錠1・2mg(シオノ)
	エバミール錠1mg(日本シェーリング)
ロラメット錠1mg(ワイス-山之内)	

## 管理簿案等

### 毒物劇物管理簿（参考）

品名	毒物・劇物・その他（                    ）			規格	注意事項	備 考
年月日	受入量	払出量	在庫量	払出者	責任者	
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						

### 向精神薬管理簿（参考）

品名	規格			注意事項	備 考
年月日	受入量	払出量	在庫量	払出者	責任者
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

日常点検表（参考）

確認日		年 月 日 (AM)	年 月 日 (PM)	備 考
確認事項				
貯蔵設備	施錠の状態			
	カギの保管状況			
	表示内容			
	固定状況			
	流失・飛散の有無			
	他との区別			
	その他			
	改修の必要性			
	その他			
製品	毒物表示の状況			
	劇物表示の状況			
	確認その他			
応急措置品目毎の措置の確認				
廃棄方法の状況				
その他				
確認印	担当者印			
	所属責任者印			
	管理責任者印			

## 薬物の適正管理マニュアル（補遺 -1）

毒劇物の取扱いに関して、特定毒物、第 1 種及び 2 種有害物質及び第 1 種及び第 2 種特定化学物質について追加をさせていただきます。

### 1) 特定毒物

特定毒物については既に「マニュアル」に明記されていますが、その使用に関する説明が欠如していますので追加致しました。

### 毒物及び劇物取締法 第 6 条の 2（特定毒物研究者の許可）

特定毒物研究者の許可を受けようとする者は都道府県知事に申請書を出さなければならない

### 2) 第 1 種及び第 2 種有害物質

第 1 種有害物質は、その製造及び使用について以下のように規制されています。

（なお、第 2 種は製造が対象のため略）

「人事院 10-4（職員の保険及び安全保持）の運用について（昭和 48 年 4 月 1 日職厚 -274 人事院事務総長）」の一部を下記のとおり改正（53 年 7 月）

1. 各省庁の長は、この条の第 1 項又は第 2 項の承認を得ようとする場合は、それぞれ別紙第 1 又は別紙第 1 の 2 に定める様式の承認申請書を人事院に提出するものとする。
2. この条の第 1 項の規定による人事院の承認は、次に掲げる条件を満たす場合に行うものとする。
  - (1) ～ (2) 略
  - (3) 第 1 種有害物質を製造し、又は使用する職員には、当該物質による健康障害の予防について必要な知識を有する者を充てること。
  - (4) 第 1 種有害物質を入れる容器は、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないような堅固なものとし、かつ、当該物質の成分を当該容器の見やすい箇所に表示すること。
  - (5) 第 1 種有害物質の保管は、一定の場所を定めて行うものとし、かつ、有害な物質を保管している旨を見やすい箇所に表示すること。
  - (6) 第 1 種有害物質を製造し、又は使用する職員には、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用させること。

第 16 条の 2 各省各庁の長は、職員に重度の健康障害を生ずる別表第 2 の 2 第 1 号に掲げる物質（以下「第 1 種有害物質」という。）については、試験研究を目的とする場合で、人事院の承認を得たときを除き、製造し、又は職員に使用させてはならない。

### 1. 第 1 種有害物質

- (1) 黄りんマッチ
- (2) ベンジン及びその塩
- (3) 4-アミノジフェニル及びその塩
- (4) 4-ニトロジフェニル及びその塩
- (5) ビス（クロロメチル）エーテル
- (6) ベータ-ナフチルアミン及びその塩
- (7) ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の 5%を超えるもの

(8) 2 から 6 までは掲げる物質をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物

### 3) 第 1 種及び第 2 種特定化学物質

有害物質を実験で使用する場合に、閉鎖区域（有害物質実験区域等）で行うべきかどうかを判断することが難しい場合があります。この時、発ガン性や揮発性等の性状に加えて特定化学物質に準じるかどうかを基準に加えるなど、参照項目として利用出来ます。第 1 種及び第 2 種特定化学物質には次のようなものがあります。

第 1 種特定化学物質：自然的作用による化学変化を生じにくく、生物の体内に蓄積されやすく、且つ継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある化学物質で、限られた用途以外の使用が禁止されてる。

ポリ塩化ビフェニール  
ポリ塩化ナフタレン  
ヘキサクロロベンゼン  
アルドリン  
ディルドリン  
エンドリン  
DDT  
クロルデン類  
ビス（トリブチルスズ）＝オキシド

### 第 2 種特定化学物質

蓄積性が無いが難分解性で健康を損なう恐れがあるもの。

トリクロロエチレン  
テトラクロロエチレン  
四塩化炭素  
トリブチルスズ＝メタクリラート  
ビス（トリブチルスズ）＝フマラート  
トリブチルスズ＝フルオリド  
ビス（トリブチルスズ）＝ 2,3-ジブロモスクシナート  
トリブチルスズ＝アセタート  
ビス（トリブチルスズ）＝ラウラート  
ビス（トリブチルスズ）＝フタラート  
アルキル (C=8)=アクリルラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物  
トリフェニルスズ＝フルオリド  
トリフェニルスズ＝アセタート  
トリフェニルスズ＝クロリド  
トリフェニルスズ＝ヒドロキシド  
トリフェニルスズ脂肪酸 (C=9～11) 塩  
トリブチルスズ＝スルファマート  
ビス（トリブチルスズ）＝マレアート  
トリブチルスズ＝クロリド  
トリブチルスズ＝クロロアセタート  
トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート  
トリブチルスズ＝ 1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート（別名トリブチルスズ）ロジン塩